

さいたま市大宮区、川口市、越谷市の  
「酒類の提供を行う飲食店」「カラオケ店」のみなさまへ  
**埼玉県感染防止対策協力金（第3期）のご案内**

埼玉県による営業時間短縮の要請に、**12月28日から1月11日**の間の**全ての期間**にご協力いただいた「酒類の提供を行う飲食店」「カラオケ店」を運営する事業者の皆様に対し、感染防止対策協力金（第3期）を支給します。

**申請期間**

令和3年1月12日（火）～令和3年2月26日（金）

**支給額**

1店舗あたり**60万円**

**（最大68万円）**  
改訂により追加

**主な支給要件**

- 1 **令和2年12月28日から令和3年1月11日までの全ての期間において、要請地域（さいたま市大宮区、川口市及び越谷市）内の店舗（複数店舗を有する場合は全ての対象店舗）が次のいずれかに該当すること。**

**ア 酒類の提供を行う飲食店**

夜22時から翌朝5時までの間に営業し客に酒類の提供を行っていた店舗が、埼玉県の要請に応じ、夜22時から翌朝5時までの間の営業を行わない（休業含む。）こと。

**イ カラオケ店（酒類の提供の有無によらない）**

夜22時から翌朝5時までの間に営業を行っていた店舗が、埼玉県の要請に応じ、夜22時から翌朝5時までの間の営業を行わない（休業含む。）こと。

**（追加）上記に該当する店舗が、1月8日から1月11日までの全ての期間において、更なる時短営業（夜20時から翌朝5時までの間の営業を行わない）に協力いただいた場合は8万円を上乗せ支給。（1店舗あたり68万円）**  
**※酒類を提供する飲食店は、酒類の提供を朝11時から夜19時までとしていること。**

- 2 『彩の国「新しい生活様式」安心宣言』を遵守し、店頭に掲示していること。  
3 「埼玉県LINEコロナお知らせシステム」のQRコードを店頭に掲示していること\*。  
4 食品衛生法に基づく飲食店営業許可、その他必要な許認可を受けていること。  
5 暴力団、暴力団員等の反社会的勢力に属する者及び代表者又は役員が暴力団員等となっている法人でないこと。また、暴力団員等が経営に事実上参画していないこと。

\* 埼玉県LINEコロナお知らせシステムのQRコード発行などに時間を要する場合は取得後速やかに掲示をお願いします。

**申請方法**

**電子申請** \* 郵送でも申請できます。

○支給要件等詳細については、埼玉県ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/kyoryokukin.html>

【お問合せは 埼玉県中小企業等支援相談窓口 まで】

電話：0570-000-678（平日・休日9:00～18:00）



# よくあるお問い合わせ

Q1 第1期（12月4日～17日）、第2期（12月18日～27日）も営業時間を短縮し協力金の申請をしたが、第3期についても別途申請しなくてはならないのですか。

A1 そのとおりです。第1期、第2期、第3期それぞれ申請が必要になります。

Q2 時短営業の「全ての期間」とはいつからいつまでですか。

A2 12月28日（月）午前0時から1月11日（月）午後12時までの全ての期間です。

※この期間の営業時間を午前5時から午後10時まで短縮してください。（上乗せ支給は除くQ8参照）

※12月28日の午前0時から営業時間短縮に協力をお願いします。

Q3 「店舗（複数店舗を有する場合は全ての対象店舗）」とはどのような店舗ですか。

A3 さいたま市大宮区、川口市、越谷市にある全ての「酒類の提供を行う飲食店」及び「カラオケ店」の店舗です。

Q4 全ての期間において、営業短縮を行わないと協力金は受け取れないのですか。

A4 そのとおりです。途中から営業時間の短縮を行った場合や、途中で営業時間短縮を切り上げた場合は協力金が支給されません。

Q5 複数の店舗を持つ事業者は、全ての店舗の営業時間を短縮する必要がありますか。

A5 さいたま市大宮区、川口市、越谷市にある全ての「酒類の提供を行う飲食店」及び「カラオケ店」の店舗の営業時間を短縮した場合、協力金を支給します。

Q6 協力金は店舗ごとに支給されるのですか。

A6 要請を受けた対象店舗が複数ある事業者が、全ての期間に全ての店舗で要請に応じた場合には、店舗数に応じて協力金が支給されます。（例）2店舗の場合は120万円（または136万円）

Q7 従来から午後10時までの営業としている場合でも対象となりますか。

A7 対象となりません。要請の前は午後10時以降に営業をしていた店舗が、要請に応じて、午前5時から午後10時までの間に営業時間を短縮していることが必要です。

Q8 上乗せ支給（8万円）も要請の前は午後10時以降に営業していることが必要ですか。

A8 そのとおりです。要請の前は午後10時以降に営業をしていた店舗が、1月8日から11日までの全ての期間に更なる時短営業（午前5時から午後8時まで）に協力いただいた場合に上乗せ支給するものです。※酒類を提供する飲食店は、酒類の提供を午前11時から午後7時までとしていることが必要です。

Q9 県外本社の企業やNPO法人等も協力金の対象となりますか。

A9 対象となります。食品衛生法に基づく飲食店営業許可を受けた法人や個人事業主であれば協力金が支給されます。ただし、大企業は支給の対象外です。

## ★協力金の支給対象とならない事例は次のとおりです。ご注意ください。

（例1）12月27日の営業が午後12時（28日午前0時）を超えた対象店舗がある事業者

（例2）1月11日に午後10時を超えて午後12時まで営業した対象店舗がある事業者

（例3）要請を受けた店舗が複数あるが、一部の店舗しか要請に応じていない事業者

（川口市の店舗は要請に応じたが、※越谷市の店舗は要請に応じていないケース）

（例4）要請の前から午後10時以降の営業を行っていない店舗

※上記は支給対象とならない場合の一例です。支給対象となるか不明な方は、相談窓口（表面）まで。